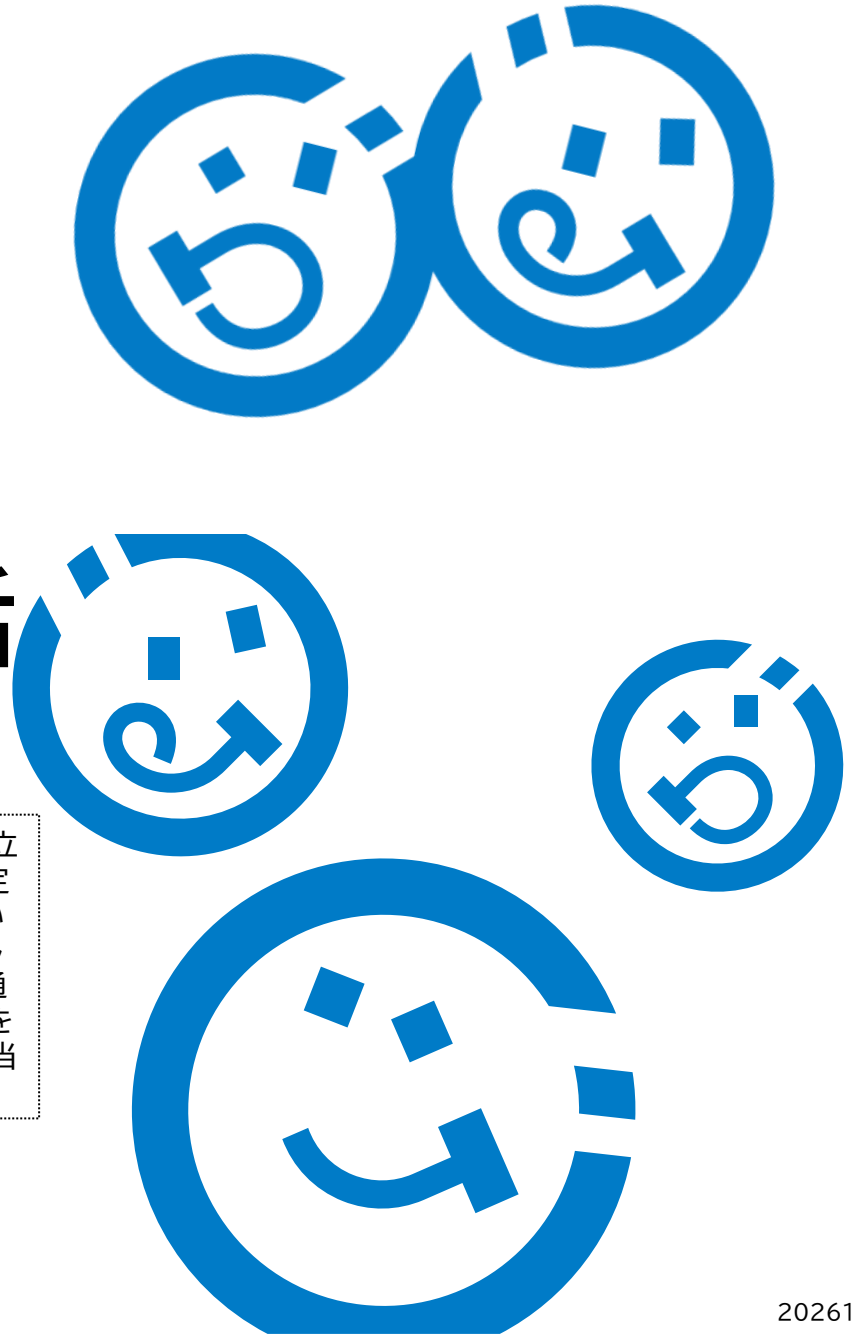
一般(シニア層向け)

豊かな老後のために
知っておきたいお金の話



本資料は、金融経済教育推進機構(J-FLEC)が作成したものです。本資料は、中立・公正な立場から金融リテラシー・マップに沿った金融経済教育を実施することを目的としており、特定の金融商品の勧誘を意図しておりません。J-FLECは、インターネットを通じて提供されている情報を含め、信頼性が高いとみなされる情報等に基づいて本資料を作成しております。しかしながら、当該情報が正確である事を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは、将来予告なしに変更される事があります。ご使用にあたっては、「ご利用案内・FAQ」をご確認ください。(上記リンクをクリックあるいは下記二次元コードを読み取りいただくと、当該サイトに遷移します)。

J-FLEC
金融経済教育推進機構

202610

J-FLEC 金融経済教育推進機構（J-FLEC）のご紹介

○ **金融経済教育推進機構**（通称：**『J-FLEC』**（ジェイ-フレック））は、特別の法律(注1)に基づき**国の認可**を受け、**中立・公正な立場**から、**官民一体**で金融経済教育を推進する**唯一の公的機関**(注2)です。

○ 幅広い年齢層の国民の皆様に向け、一人ひとりのニーズに合わせた金融経済教育の機会をご提供しています。
特定の金融商品への**勧誘や誘導は一切行いません**。

（英）J-FLEC：Japan Financial Literacy and Education Corporation

（注1）根拠法：金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（2024年2月1日 改正法施行）

（注2）金融庁所管の認可法人

お金の知識を
あなたの力に
J-FLEC

J-FLEC
金融経済教育推進機構

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

CONTENTS

1 豊かな老後のために

2 終活を考える

3 成年後見制度

4 贈与・相続

5 金融トラブル、相談窓口

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.



1 豊かな老後のために

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○『定年後の生活（セカンドライフ）は、現役時代の労働時間に匹敵する長い時間』になります。
○ セカンドライフを有意義にするために、経済的に自立し、より良い生活を送るための『お金に関する知識や判断力（金融リテラシー）』を身に付けていきましょう。

現役時代の労働時間

9万時間

1日（8時間）×年間250日×
勤務年数45年＝9万時間

定年後の自由時間

10.2万時間

1日（14時間※1）×年間365日×
定年後20年※2＝10.2万時間

※1：寝食を除いた自由時間で14時間
※2：厚生労働省「簡易生命表」（令和7年）
（65歳男性の平均余命19.68年、65歳女性の平均余命24.52年）

※上記試算はあくまで概算であり、個々人の働き方は区々です。定年後も働くなどの選択肢もあります。

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○ セカンドライフの生活設計には、『経済力・健康・生きがい』の3つが充実していることがポイントです。

経済力

【キーワード】
生活費、娯楽費、退職金、年金、
貯蓄、保険、投資、相続・贈与、税金

健康

【キーワード】
散歩、ジョギング、体操、水泳、登山、
ゴルフ、生活習慣、健康診断

生きがい

【キーワード】
家族、旅行、温泉、グルメ、読書、将棋、
囲碁、絵画、園芸、ボランティア、地域活動

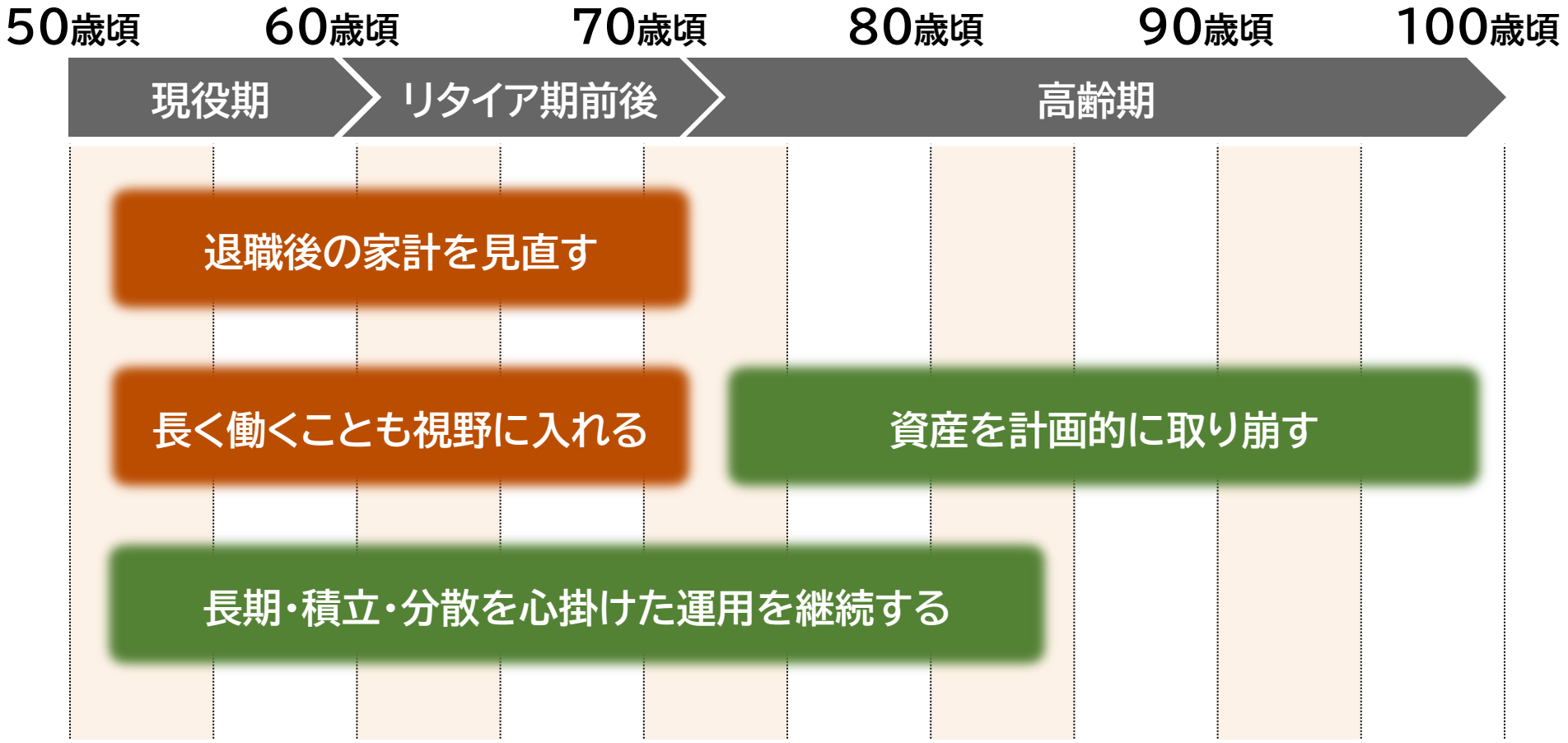
ご自身の現状を把握するとともに
今後の目標を具体的に定めることが、
メリハリある生活を送ることにつながります。

（出所）生命保険文化センター「定年GO！」をもとに作成

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

① 資産寿命を延ばす選択肢（一例）

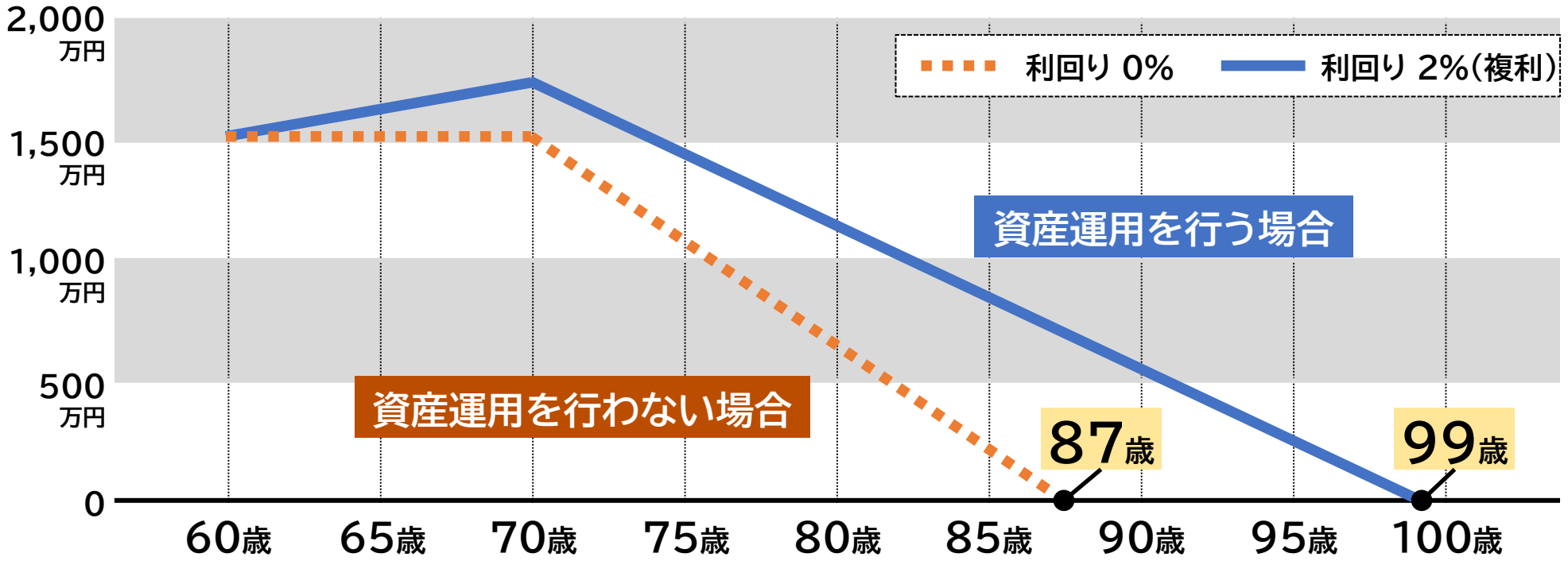
○ 家計の資産がなくなるまでの期間を『資産寿命』と言います。
長生きに備えて、資産寿命の延伸を考えましょう。



© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○ 資産寿命の延伸には、『運用しながら取り崩す』ことも有効な選択肢のひとつです。運用を始める時期は今からでも遅くありません。

一例として、60歳で1,500万円の当面使う予定のない資産を保有しており、70歳から年間80万円を引き出す条件で、資産運用を行う場合と行わない場合では、資産寿命が約12年違う試算になります。



株式や投資信託などによる運用は、利益が得られる可能性がある反面、損失を被る可能性も持ち合わせています。

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

① NISA(少額投資非課税制度)とは

○ NISAとは、『「少額投資」による利益が「非課税」』になる制度です。



Check! 制度を利用するには、銀行や証券会社などで NISA口座※を開設する必要があります。

※原則1人1口座のみ。成人の場合、年単位で利用する金融機関を変更することができます。

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○『投資可能期間、非課税保有期間ともに無期限』で、成人の場合は『2つの投資枠が併用可』です。
○ 2027年1月から、『0～17歳の未成年』も、つみたて投資枠の利用が可能となりました。

日本に住む
0～17歳の
未成年※



※つみたて投資枠のみ



日本に住む成人
（18歳以上）

併用可

つみたて投資枠
無期限で非課税
年間120万円
（未成年は60万円）
まで購入可能

成長投資枠
無期限で非課税
年間240万円
まで購入可能

投資可能期間も無期限

ただし、生涯の保有限度額があります

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

① つみたて投資枠と成長投資枠の違い

○ つみたて投資枠、成長投資枠では、『対象商品、年間投資枠、保有限度額』など利用方法に違いがあります。
○ 未成年については、払出しにも要件があります。

（2027年～）	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額（総枠）	600万円 → 自動的に移行	1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円）（購入商品を売却した場合、＜購入時の買値分だけ翌年以降＞枠の再利用が可能）	
金融機関変更	不可	可	
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託（金融庁の基準を満たした投資信託に限定）	上場株式、投資信託等（①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外）	
買付け方法	「1カ月に1回」など定期的に一定金額の買付けを行う方法（積立投資）に限る	制限なし	
運用管理	一定の要件※の下、12歳以降は払出し可	制限なし	

※ 資金の使途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等（口座管理者）が申出書を金融機関に提出する。18歳の誕生日が属する年度の1月1日から、払出し制限が解除される。

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

J-FLEC ①（参考）金融庁　NISA特設ウェブサイト



詳しくは　金融庁　NISA　検索

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.







2 終活を考える



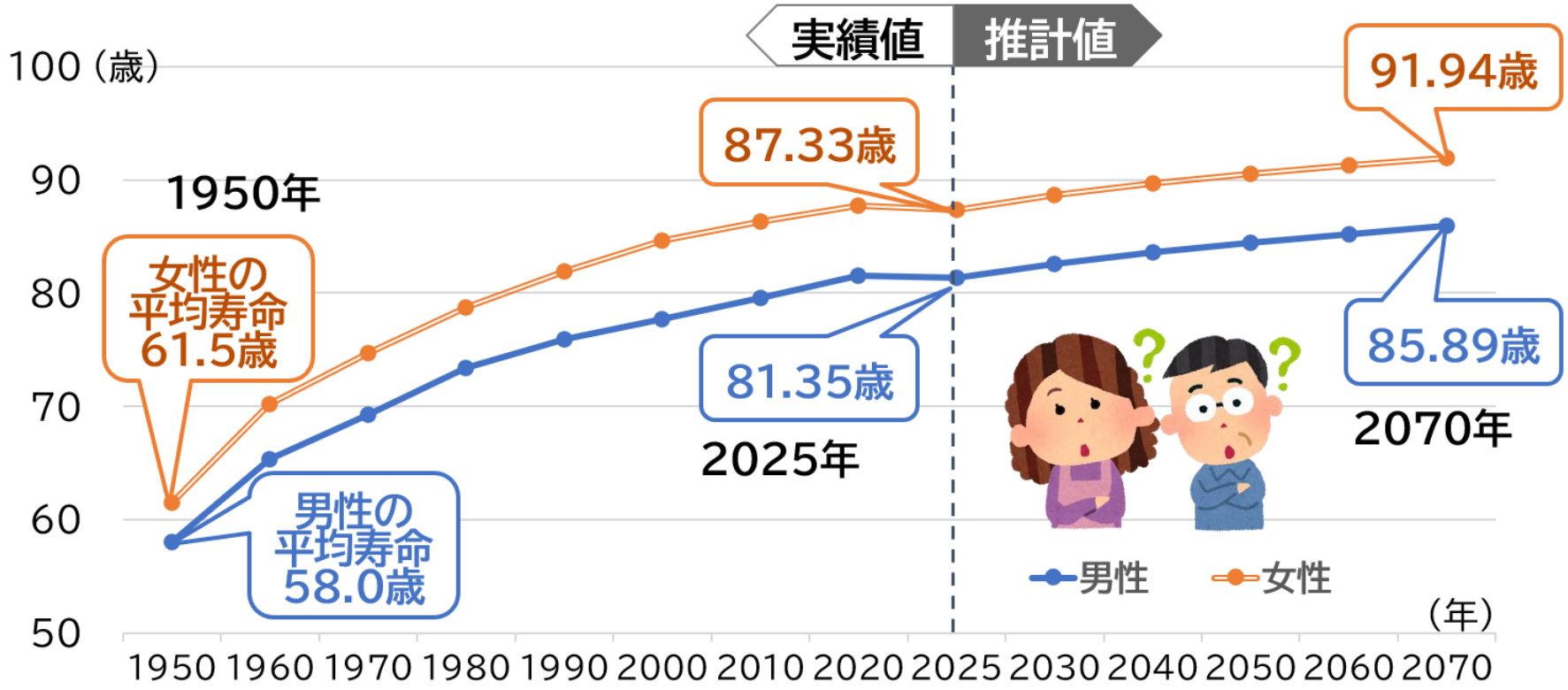


© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○終活とは、『人生の終わり方を考えることを通して、これからの人生を、より自分らしく生きるための活動』です。

平均寿命の推移と将来推計

健康寿命	男性	女性
	72.57歳	75.45歳

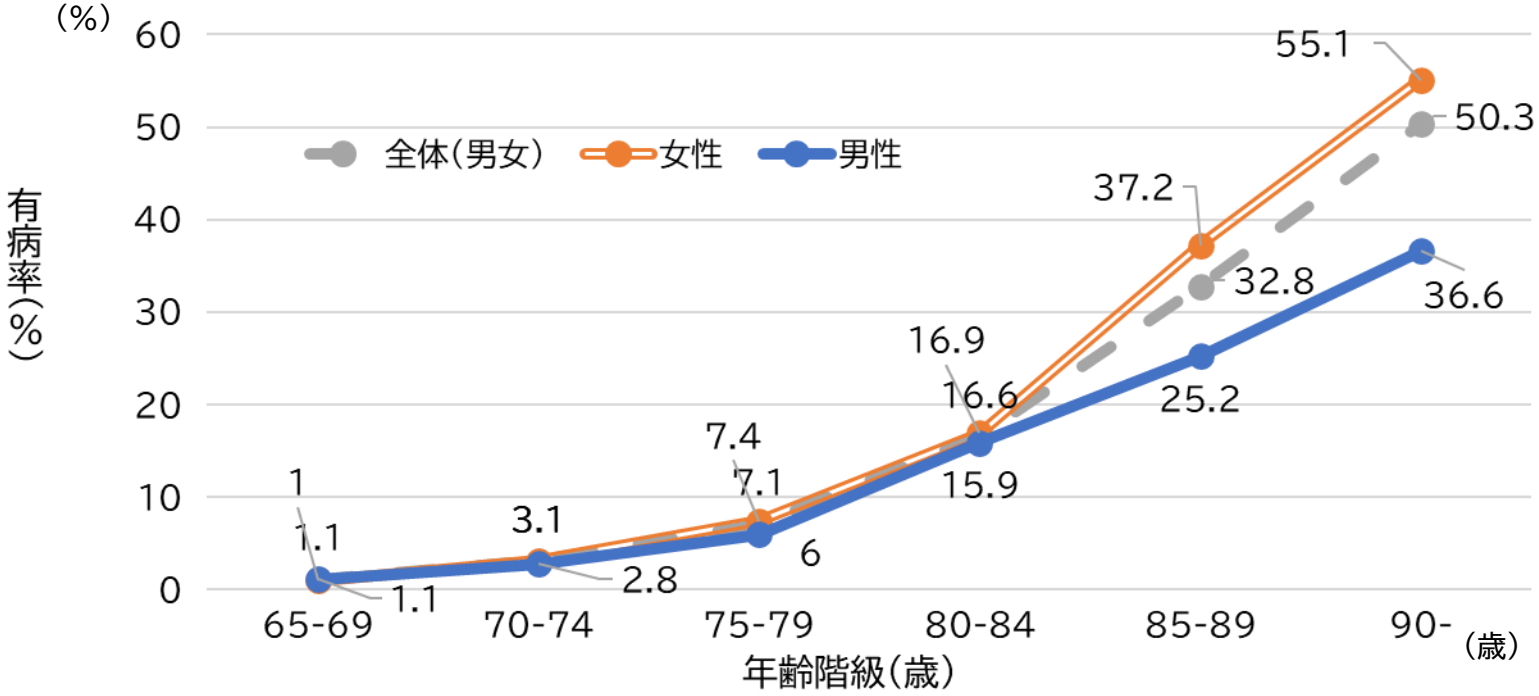


（出所）内閣府「令和8年版高齢社会白書」、厚生労働省「簡易生命表」（令和7年）をもとに作成、
健康寿命は厚生労働省「健康寿命の令和4年値について」参照

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○年齢が上がるにつれて認知症有病率は高くなる傾向があるため、『早い段階から終活を考え始めることをお勧め』します。

年齢別認知症有病率



(出所)厚生労働省　令和5年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康推進等事業)
「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究　報告書」(九州大学　二宮教授)

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

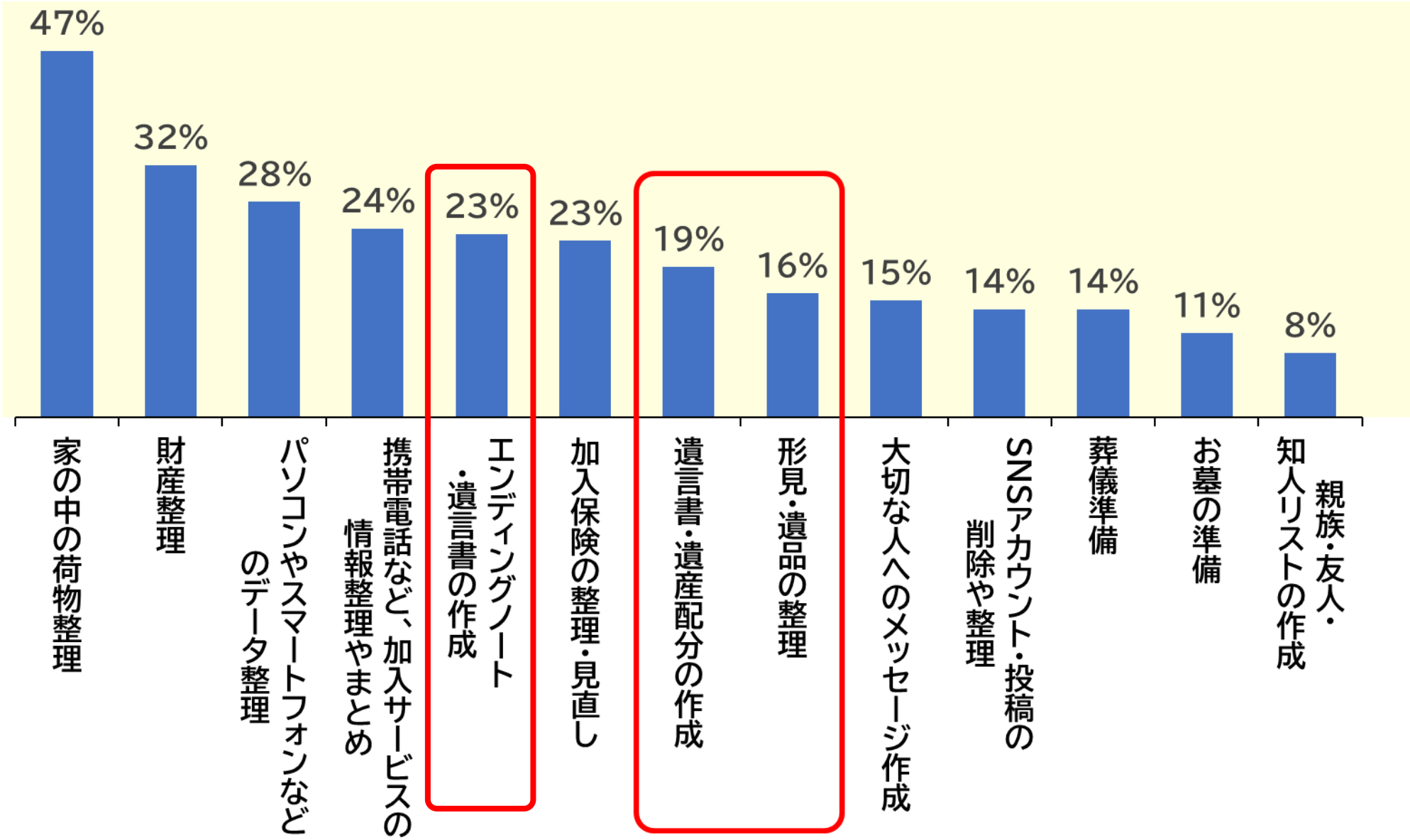
② 終活のメリット

○終活を通じて、遺族の負担を減らすと同時に自分らしい人生をイキイキと過ごし、最期を迎えられるというメリットがあります。

1	想いや理想を実現できる	○要介護等の人生の期間、どこでどう生きる？ ○延命治療はどうする？ ○終末期をどこでどう過ごす？ ○財産をどうのこす？葬儀やお墓はどうする？
2	これからの人生をより長く、より自分らしく生きられる	○生活費・入院費・介護費をどう賄う？ ○資金計画を立て、生前/死後で想いを実現する
3	遺族や周囲へ迷惑をかけることが減る	○万一に備えて事前の意思表示（遺言） ○事前に大切なものや重要な書類の整理
4	プライベートな事柄を計画的に整理できる （これからのいきがいの整理にも）	○昔の手紙や写真、日記を処分 ○メール、SNS投稿を整理

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

②「終活」で今後する予定・興味があること



（出所）楽天インサイト株式会社「終活に関する調査（2024年）」をもとに作成

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

生前の意思をのこす方法

○ 生前の自分の意思をのこす方法は、主に以下の3つです。

遺書	最期のメッセージ 心情や感情を家族や関係者に記したもの
エンディングノート	人生のゴールに向かい、自分らしく最期を迎えるための記録
遺言書	自分の財産を誰に・どれだけ渡すかなどを生前に取り決めた意思表示

- ✓ 遺書やエンディングノートは、形式や内容を選ばないものの、法的効力はない
- ✓ 法的効力があるものは、遺言書のみ
- ✓ 遺言書は、財産処分の取り決めはできるが、死後事務の取り決めはできない



© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○ 終活を考える際のポイントは、大きく3つに分類されます。

①認知症発症や要介護期間の生活のこと



医療・介護費

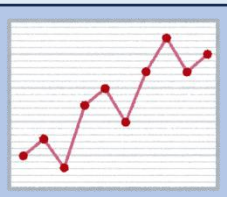


生活費など

②のこす資産のこと



預貯金
保険



有価証券



不動産

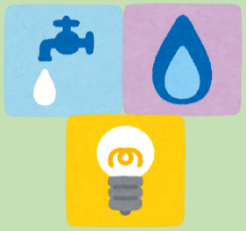
③死後事務手続のこと



葬儀・埋葬



家財整理



解約など

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

認知症の人の地域生活継続に向けて

○ 認知症の人が、できる限りそれまでの地域生活を継続できるよう、本人やその家族等が、**『地域で生活する上で関わるあらゆる場面で、必要な施策を講じる』**ことが重要です。

発生する事態の例



詐欺での資金流出の危険



認知症による資産凍結
（家族が生活費を立替え）



法定後見の申立て
（裁判所による選任）

＜事前に準備できること＞

- 任意後見 ・・・ あらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に支援を依頼できる
- 民事信託 ・・・ 親族等が受託者となり、本人の意思に沿って比較的自由な契約設計が可能（家族信託など）
- 認知症対応金融サービス ・・・ あらかじめ親族等手続者を選定、家族や金融機関等がチェック

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○ まずは『自分の資産を把握する』ことが重要です。

資産	確認書類
不動産	● 登記事項証明書（登記簿謄本） ● 登記識別情報（権利証） ● 固定資産税評価証明書・名寄帳　など
金融資産	● 預貯金通帳・証書、 ● 株式・投資信託・債券などの取引残高証明書　など
保険	● 保険証券（生命保険・損害保険） ● 商品パンフレット・約款　など
その他	● ゴルフ会員権証書 ● リゾート会員権証書 ● 車検証　など

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○ 自宅に『そのまま住むのか、死後誰が使うのかを考えましょう。』

項目	確認すべき事項
健康(建物)	自宅内の寒暖差、寒さ(ヒートショック)、段差(転倒骨折)
安心(地域)	介護サービス、かかりつけ医や訪問診療などの利便状況
安全 (建物+地域)	住まいの耐震性能、地域の災害危険度(災害マップ)
生活 (建物+地域)	玄関の段差や高低差、スーパーの近さ、人が集う地域施設の近さ
承継(家族)	承継者の有無、維持管理にかかる費用・負担(空き家問題)

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

エンディングノートの記載内容

1	自分自身	氏名、生年月日、住所、メールアドレスなど
2	（飼っていれば） ペット	名前・種類、託し先（氏名、住所、電話番号） ペットが好きな食べ物、持病、保険状況など
3	医療・介護	アレルギーや持病、常用薬、延命治療の希望有無など
4	葬儀・埋葬など	葬儀や埋葬の方法、永代供養に関する契約の有無など
5	財産	預貯金・保険や有価証券など、財産の一覧化など （**※法的拘束力はないため、別途「遺言書」が必要**）

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

エンディングノートの記載内容

6	家財の処分や形見分け	貴金属品やコレクションなどの所在、分与先など
7	デジタル遺品	**各種アカウントのID、パスワード**など
8	クレジットカード・公共サービスなど	保有しているカードの名称や番号、公共サービスの利用会社や契約番号など
9	訃報連絡	知らせてほしい親戚や知人の名前、連絡先、関係性など
10	親しい人へのメッセージ	お世話になっている方に向けて、最期に伝えたい気持ち

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

② 死後事務手続きの準備

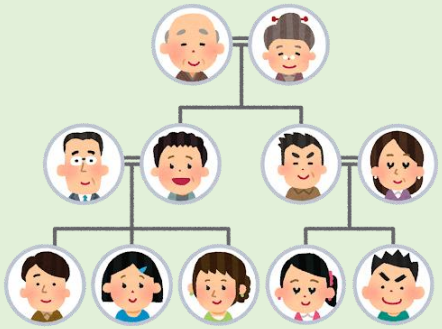
○ 死後事務手続きで遺族が困らないようにするには、『エンディングノートに自分の意思を記載』しておくなど、事前準備が重要です。

○ 弁護士や金融機関などに、手続きをお願いしておくこともできます。

死後事務手続きのリスク



高齢の親族や遠方にいる親族に負担をかけてしまう



親しくない親族にお願いせざるを得ない



引き受ける親族がいなかったり、断られた場合、手続きが進まない



事務手続きに際し、想定外の費用負担をかけてしまう

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.







3 成年後見制度





© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

③ 成年後見制度とは

○ 認知症、知的障害、精神障害などの理由で物事を判断する能力が十分ではない方（本人）を保護し、支援する制度です。

＜例＞

- ✓ 財産の管理（不動産や預貯金など）
- ✓ 介護などのサービスや施設への入所に関する契約の締結
- ✓ 悪質商法の被害の防止（成年後見人が代理権・取消権で、保佐人・補助人が付与された同意権・取消権で防止）

※任意後見人には同意権・取消権はなく、代理権のみが与えられる。

○ 成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**があります。







© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

法定後見制度とは

○ **『本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が支援する制度』**です。

○ **判断能力に応じた「補助」「保佐」「後見」の3つの制度があります。**

		補助	保佐	後見
対象となる方		判断能力が**不十分な方**	判断能力が**著しく不十分な方**	判断能力が**全くない方**
申立てができる方		本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	–	特定の事項※1についての同意権※2、取消権（日常生活に関する行為を除く）	財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）
	申立てにより与えられる権限	✓特定の事項※1の一部についての同意権※2、取消権（日常生活に関する行為を除く） ✓特定の法律行為※3についての代理権	✓特定の事項※1以外の事項についての同意権※2、取消権（日常生活に関する行為を除く） ✓特定の法律行為※3についての代理権	–

※1：民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれる。
※2：本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討し、問題がない場合に同意（了承）する権限。保佐人・補助人は、同意がない本人の行為を取り消すことができる。
※3: 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されない。

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

③ 法定後見の開始までの手続きの流れ

多くの場合4カ月以内

1. 申立て

本人、配偶者等が家庭裁判所に申立て



○申立書などの書類や、申立手数料などの費用が必要。
※本人の判断能力が不十分になった後に行う

2. 審問・調査・鑑定

○裁判所職員が、申立人、後見人候補者、本人から**事情をうかがったり**、本人の親族に後見人候補者の**意見を照会**することがある
○本人の**判断能力**を鑑定することがある
○保佐・補助の場合、**本人の同意**が必要な場合がある



3. 審判

○裁判所は、後見等の開始の審判と同時に、成年後見人等も選任。
○審判は、成年後見人等が審判書を受領してから2週間後に確定。
○本人、配偶者、四親等以内の親族（申立人を除く）は、この2週間の間に不服申立て（即時抗告）の手続ができる。

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

任意後見制度とは

○『本人に十分な判断能力があるうちに、「判断能力が低下した場合に備え、自らが選んだ人（任意後見人）に任せたい行為」を契約（任意後見契約）であらかじめ決めておく制度』です。

○ 任意後見契約は公証人の作成する公正証書によって結びます。

＜任意後見の手続きの流れ＞

本人



任意後見契約



任意後見受任者



本人、配偶者、任意後見受任者、4親等以内の親族などが申立て可能

本人の判断能力の低下

家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立て

任意後見監督人が選任される

契約の効力が発生



任意後見監督人

監督



任意後見人

任意後見人による支援開始



本人

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

③（参考）成年後見人について

○成年後見人は家庭裁判所が選任

- ➢家庭裁判所の判断に不服申し立てはできない。
- ➢申立人の希望者にならないとの理由では、原則取下げできない。
- ➢支援内容などにより、申立て時の候補者以外（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等の専門職、法律又は福祉に関わる法人など）が選任されることも。
- ➢本人に一定額以上の財産がある場合は、専門職を成年後見人に選任したり、「後見制度支援信託」「後見制度支援預貯金」を活用することが一般的。
- ➢本人に対して訴訟をしたことがある、破産者である、以前に成年後見人を辞めさせられたことがあるなど、一定の事由がある者は、成年後見人になれない。

○報酬は本人の財産から支払う

○本人の判断能力の回復、または死亡までが任期

○正当な事由があり、家庭裁判所の許可がある場合のみ辞任できる

- ➢補助人は、代理権が付与された特定の法律行為が完了した場合など、代理権や同意権を取り消す審判申立て等によりその仕事を終えられる場合がある。

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

4 贈与・相続

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

財産を引き継ぐ備えの必要性

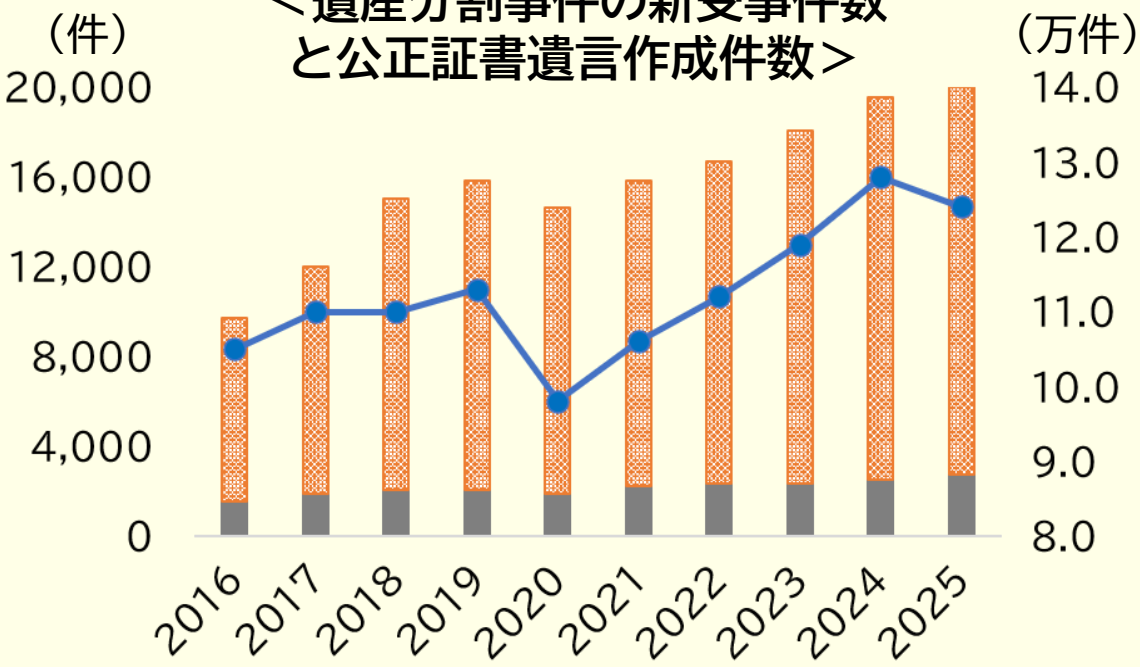


遺言書まで必要ないよ。きっと、家族で話し合って決めるだろう。



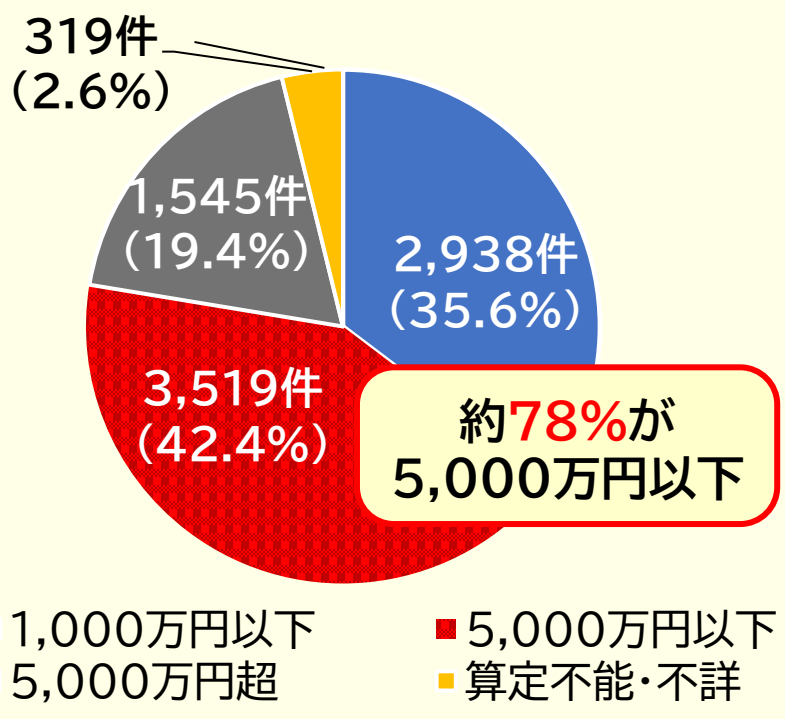
私はそれほど多くの資産を持っていないから、もめることはないはず。

＜遺産分割事件の新受事件数と公正証書遺言作成件数＞



（左軸）（出所）裁判所「平成27年～令和7年　司法統計年報（家事編）第2表」をもとに作成
（右軸）（出所）日本公証人連合会「令和7年の遺言公正証書の作成件数について」をもとに作成

＜遺産価額別の認容・調停成立件数＞

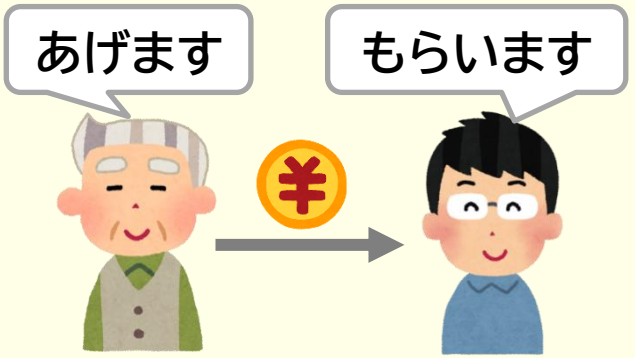


（出所）裁判所「令和7年　司法統計年報（家事編）第52表」をもとに作成

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○ ご自身の財産を他者に引き継ぐ方法には、大きく分けて『贈与』と『相続』があります。

- **贈与とは、**
 当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力が生じることをいいます。



- **相続とは、**
 ある人が亡くなったときに、その人の財産を配偶者や子供など一定の親族が引き継ぐことをいいます。

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

贈与と贈与税

○ 誰に対しても財産を贈与できますが、贈与税がかかります。
○ 贈与税には、『暦年課税』と『相続時精算課税』の2種類があります。

- **暦年課税とは**
 1年間（1月1日から12月31日まで）に贈与を受けた財産の合計額をもとに贈与税額を計算するものです。

- **相続時精算課税とは**
 贈与を受けたときに、特別控除額および一定の税率で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。

住宅取得の際の贈与税の特例や、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合に一定の金額が非課税となる制度もあります。

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

	暦年課税	相続時精算課税制度
贈与者 (贈与する人)	誰からでも良い	贈与をした年の1月1日において 原則60歳以上である父母 または祖父母
受贈者 (贈与を受ける人)	誰でも良い	贈与を受けた年の1月1日に おいて18歳以上の 推定相続人および孫
非課税枠	贈与を受ける人ごとに 110万円／年(基礎控除)	上記の贈与をする人ごとに、 相続開始するまで 原則2,500万円(特別控除)および 110万円※／年(基礎控除) ※贈与者が複数人いる場合は、贈与者ごとの贈与税の課税価格であん分
非課税限度額を 超えた場合 (課税される額)	(1年間の贈与額－110万円) × 超過累進課税(10～55%)	((贈与額－年110万円) －2,500万円)× 20% ※既に控除済の金額は除く

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

	暦年課税	相続時精算課税制度
贈与税の申告	基礎控除110万円を超える場合は申告が必要	基礎控除110万円を超える場合は贈与税申告書と相続時精算課税選択届出書を提出 ※初年度は金額にかかわらず相続時精算課税選択届出書を提出
贈与者が死亡した場合の相続税	原則、相続財産に加算しない ただし、相続開始前3年※以内の贈与は相続財産に加算（生前贈与加算） ※2024年から段階的に7年に延長	この制度を適用した贈与財産はすべて、贈与時の価額で相続財産に加算※ ※基礎控除分は相続財産に加算されない
回数制限	なし ただし、相続時精算課税を選択後は使用できない	なし 一度選択すると、相続時まで継続

※ 詳細は国税庁HPをご確認ください。

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

相続とは

○ ある人が亡くなったときに、『その人の財産を配偶者や子どもなど一定の親族が引き継ぐこと』をいいます。

○ 相続では、亡くなった人を「被相続人」、被相続人の財産を引き継ぐ人を「相続人」、被相続人の財産を「遺産」または「相続財産」といいます。



亡くなった人
（被相続人）



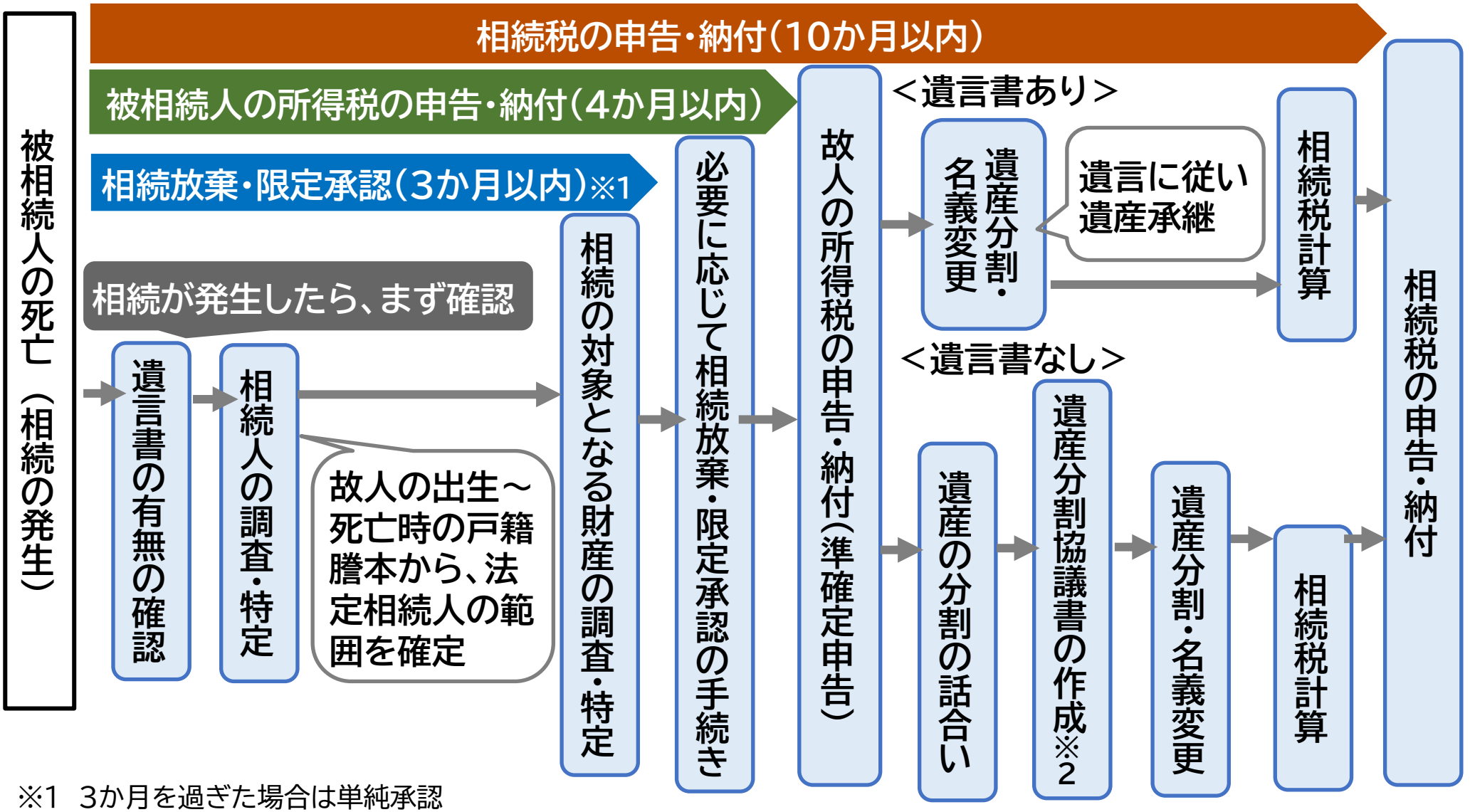
被相続人の財産を引き継ぐ人
（相続人）



遺産
（相続財産）

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

相続の基本的な流れ



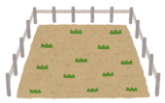
※1　3か月を過ぎた場合は単純承認

※2　10 か月以内に遺産分割協議が成立しない場合、法定相続分または包括遺贈の仮定で相続税を申告・納付。
協議成立後、相続税の修正申告・更正請求が可能。

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

相続の対象になる財産

○ 現金や預貯金、株式などの有価証券、土地・建物などの不動産のようなプラスの財産だけでなく、**『ローンなどのマイナスの財産も相続の対象』**になります。

プラスの財産（例）	マイナスの財産（例）
・現金、預貯金  ・有価証券（株式、投資信託、国債など） ・不動産（自宅、土地など） ・自動車 ・美術品    ・貴金属（宝石、金地金など） ・ゴルフの会員権   など	・借入金（住宅ローン、自動車ローン、その他の借入金） ・連帯債務 など   

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○ 被相続人が亡くなると相続が開始され、被相続人の財産は、『原則として法定相続人（民法で定められた範囲の相続人）に引き継がれます』。

＜相続人が複数いる場合の遺産分割＞

- 相続人全員が民法で定められた取り分の割合（法定相続分）に従って遺産を共有します。

【共同相続】
- ✓ 相続人が複数いる場合の相続のこと。
- ✓ 「遺産分割」手続きを行い、各遺産の相続先を決めて共有状態を解消する必要があります。

↓

【遺産分割協議（話合い）】
→成立しない場合、家庭裁判所の調停または審判による。

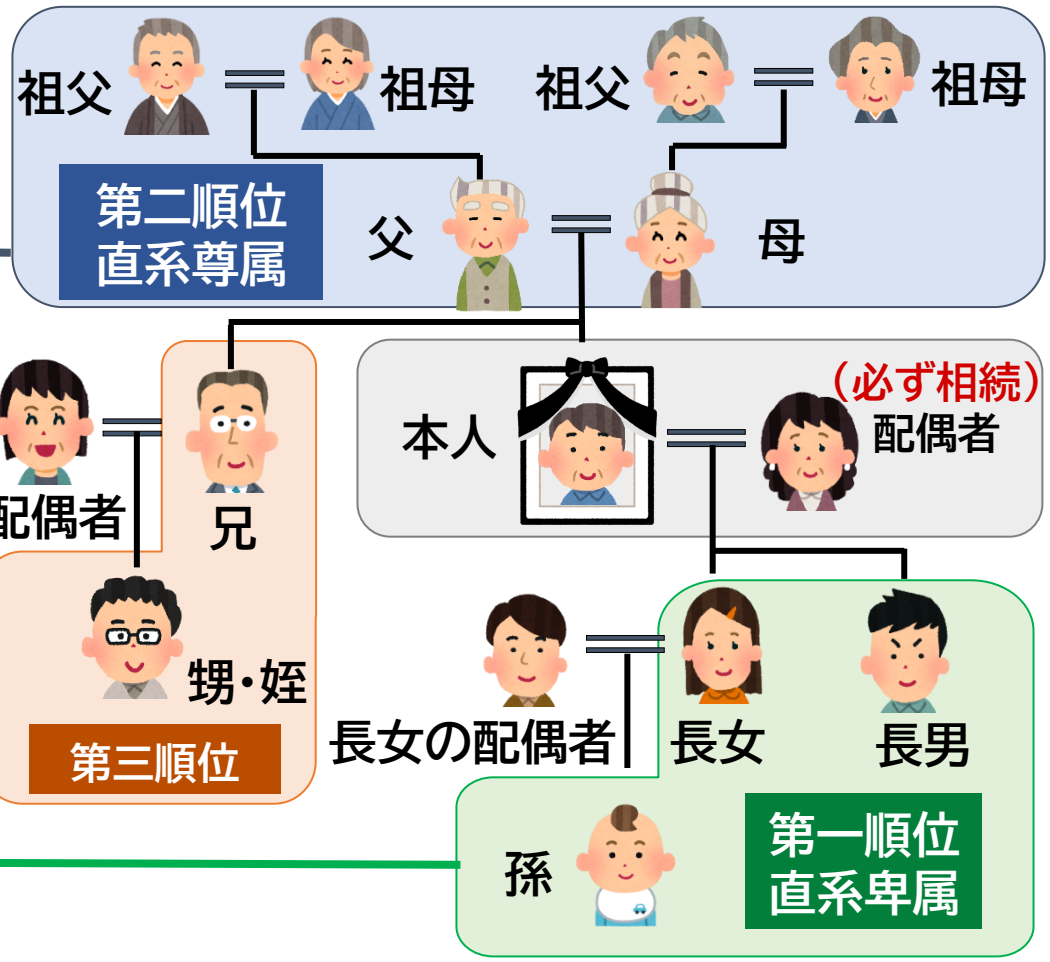


© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○ 法定相続人となるのは、亡くなった人の『配偶者』と『血族』(※)で、範囲と順番がきまっています。

※ 故人の子、孫などの直系卑属、父母や祖父母などの直系尊属、兄弟姉妹など

<法定相続人の範囲>



故人により近い世代(父母)が優先

相続人になるはずだった兄弟姉妹が亡くなっている場合、その子(故人の甥、姪)が相続人となる(代襲相続)

- 故人により近い世代(子)が優先
- 相続第一順位となる子が亡くなっており、その子の子(故人の孫)がいる場合、孫が第一順位の法定相続人となる(代襲相続)

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

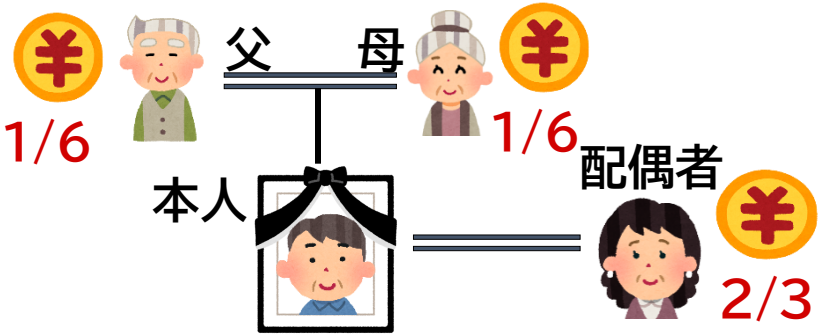
○法定相続分とは、『法定相続人が複数いる場合に、それぞれが引き継ぐ遺産の割合の目安』で、相続人の組合せに応じて決まります。
○同じ順位の人が複数いるときは、『人数に応じ均等』に按分します。

＜法定相続分の割合＞

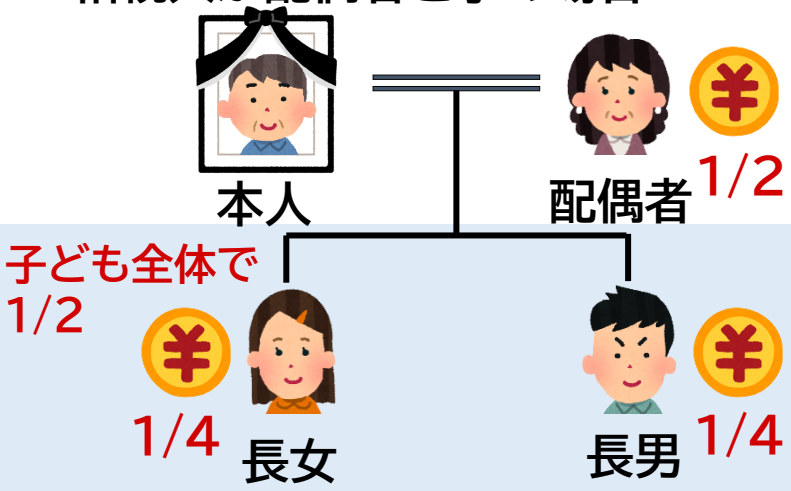
● 相続人が配偶者のみの場合



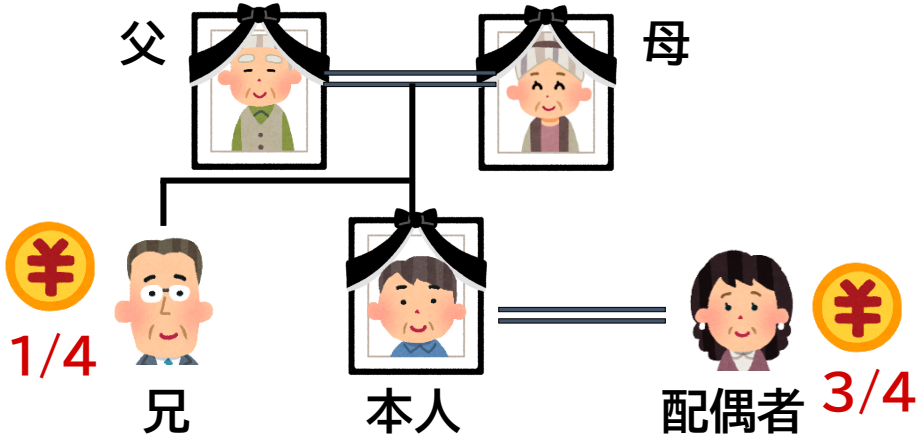
● 相続人が配偶者と親（直系尊属）の場合



● 相続人が配偶者と子の場合



● 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合



© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

遺産相続

○不動産や有価証券は価格が変動するため、遺産分割時に相続人同士で平等に分けることが難しく、揉める原因となることがあります。
○事前の対策が有効であり、専門家に相談することが大切です。

遺産分割

- 相続人同士が揉めないよう、被相続人の意思を伝える
- 特別に遺したい人がいる場合は明らかにしておく



相続手続

- 相続人が困ることのないよう、相続開始後に必要となる手続を把握

⇨ **遺言書を作成**しておくことで、
- 生前の願いを具体的に伝えられる（遺産分割対策）
- 相続人全員による遺産分割協議が不要（相続手続対策）

納税対策

- 納税資金の確保（相続人が相続税を納付できるよう対応）
- 相続税額の負担軽減の検討（相続財産を減らす等）
 ※税理士など専門家に相談

⇨ 生命保険や生前贈与など、一人ひとりに合う資産の持ち方を検討

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

④ 遺言の作成

○ 被相続人は『遺言を作成』することで、生前の自分の意思を伝えスムーズな相続につなげることができます。

○ 例えば、相続人が複数いる場合、遺言で『遺産分割の方法を指定』することができます。

＜遺言が特に有用なケース＞

- 子どもがいない
- 特定の相続人に財産を多く与えたい
- 相続人以外に財産を与えたい
- 相続財産を分割しにくい（例:不動産）
- 法定相続人がいない
- 具体的に遺産分割の方法を指定したい

【例えば・・・】
「配偶者が、住み慣れた自宅で暮らし続けられるようにしてあげたい」
「土地や農地は事業を継いでくれる子どもに残したい」 など

【遺言を作成する前に知っておきたいこと】

① 作成には遺言能力（意思能力）が必要
② 「遺留分」には十分な配慮が必要
※遺留分を侵害された相続人は、侵害額に相当する金銭を請求することが可能
③ 付言事項で“想い”を伝える
④ 知識・経験が豊富で中立的な「遺言執行者」の指定
⑤ 財産・相続人・想いの変化に応じた見直し

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

自筆証書遺言

遺言者が全文、日付、氏名を自筆で記載し捺印した遺言。遺言書本体に添付する財産目録はパソコンでの作成が認められている。自筆証書遺言書保管制度により法務局で保管することが可能。

公正証書遺言

公正証書によって作成する遺言。証人2人以上の立会いのもと、遺言者が公証人に遺言内容を説明し、公証人が文章にまとめる。原本は公証役場に保管される。

遺言書作成や、その後の保管・執行まで支援してほしい場合は、信託銀行などの「遺言信託」を活用することが可能です。

①遺言書の作成	必要に応じて弁護士や税理士といった専門家とも相談しながら、公正証書遺言を作成。
②遺言書の保管	公正証書遺言の正本と謄本を信託銀行などに預ける。有価証券や不動産権利証なども、貸金庫に預けられる。
③遺言書の執行	相続が開始されることになったら、信託銀行などは遺言書にもとづいて遺産の分割を行う。



© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

遺留分とは

○ 亡くなった人の配偶者、子などの直系卑属、父母などの直系尊属について、**『民法で保障されている最低限の遺産の取り分』**をいいます。

【遺留分を侵害する内容の遺言があった場合】

遺留分を有する相続人は、遺留分侵害額請求を行うことが可能

例：配偶者と息子2人がいるケースで、「長男のみにすべての財産を相続させる」との遺言があった場合

⇒遺留分を有する配偶者と次男は、長男に対し遺留分侵害額請求が可能

兄弟姉妹に遺留分はありません。

＜遺留分の割合＞

相続人のパターン	全体の遺留分	相続人の遺留分		
		配偶者	子	父母
配偶者のみ	1/2	1/2	―	―
配偶者と子	1/2	1/4	1/4	―
配偶者と父母	1/2	1/3	―	1/6
配偶者と兄弟姉妹	1/2	1/2	―	―
子のみ	1/2	―	1/2	―
父母のみ	1/3	―	―	1/3

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.



5 金融トラブル、相談窓口

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○ 金融トラブルに遭わないためのポイントを押さえましょう。

①『おいしい話には気をつける』。

「ローリスク・ハイリターン」はあり得ません。＝「おいしい話」は存在しません。

②向こうから近寄ってきても、『怪しいと思ったらはっきり断る』。

「今だけ」「あなただけ」には要注意。遠慮せずに「いりません」と断りましょう。

万が一『トラブルに遭ってしまっても、決して諦めない』。

ひとりで悩まず、早めに適切な相手に相談することで解決策が見えてきます。

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○ こんなメールがきたらどうしますか？

- あなたのアカウントに不正アクセスがありました。至急以下のサイトからアクセスしてログインしてください。ログインしないとあなたのアカウントは安全のため失効します。
- ○○に関する申告の参考となる情報について、メッセージボックスに格納しましたので、内容をご確認ください。
- お客さまのアカウントは○○サービスを更新できませんでした。カードが期限切れになった可能性があります。



不安な気持ちになった方、フィッシングに要注意です。

(出所)警察庁ウェブサイト「フィッシング対策」をもとに作成
(https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/phishing.html)
© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○ 携帯電話会社、宅配業者、銀行、証券会社をかたって本物そっくりの偽サイトに誘導する事例が多数発生しています。



フィッシングとは

- 実在のサービスや企業をかたり、偽のメールやSMS（携帯電話のショートメッセージ）で偽サイトに誘導し、IDやパスワードなどの情報を盗んだりする手口です。
- 情報を盗まれると、アカウントを乗っ取られてお金を奪われたり、保有している株式を勝手に売買されたり、インターネット通信販売サイトで勝手に買物をされたりします。

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

偽画面の例



＜入力を求められる情報の例＞

- ●クレジットカード番号、金融機関の口座番号、暗証番号
- ●住所、氏名、電話番号、生年月日
- ●電子メール、インターネットバンキング、SNSアカウント等のID・パスワード
- ●運転免許証、マイナンバーカードの画像情報等



（出所）警察庁ウェブサイト「フィッシング対策」（https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/phishing.html）

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○ 偽物と『見た目で判断することは困難』です。フィッシングサイトに『繋がない（閲覧しない）ようにしましょう』。

フィッシングの対策

1．電子メールやSMS内のリンクはクリックしない
- 電子メール等に記載されたリンクの真偽の判断は困難
- あらかじめ公式サイトをお気に入りに登録するなどし、正しいサイトに接続

2. パソコンやモバイル端末をアップデートして安全に保つ
- 端末を安全な状態に保ち、アプリのぜい弱性等の悪用を防止
- 携帯電話会社などが提供する迷惑メッセージブロック機能なども活用

3. ワンタイムパスワードに加えて、指紋や顔認証などを活用する
- ログインの度に異なるパスワードを入力するサービス※等を活用
 ※パスワードはメールなどで通知
- IDパスワードの使いまわしはしない

※足元ではワンタイムパスワードでは防げないフィッシングも登場しています。
より強固な仕組である指紋や顔認証などを活用することで安全性が高まります。

（出所）警察庁ウェブサイト「フィッシング対策」をもとに作成
（https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/phishing.html）

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○ SNSを見ていたら、こんな投資の広告が出てきました。
○ 有名な経済番組やタレントが出てくる広告なら、安心して投資ができるのでしょうか。



有名経済番組
出演者がおススメ
する投資法



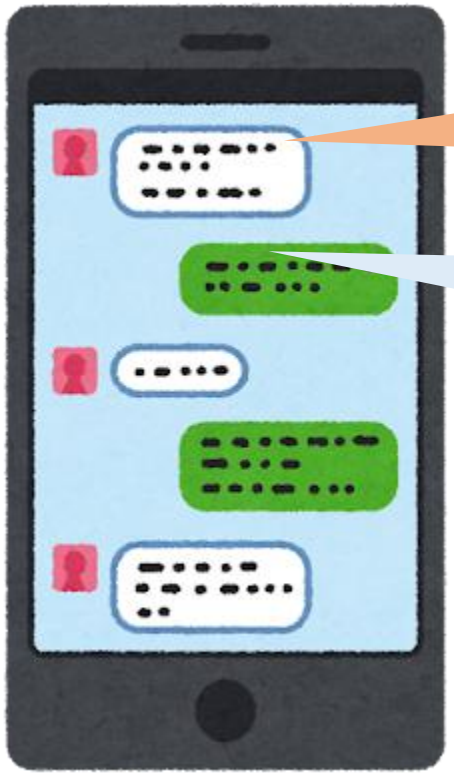


あの有名タレントが
実際に行っている
投資とは

あの有名人も
やっているなら
やってみよう！

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○ 広告からメッセージアプリに誘導され、「先生」や他の参加者が投資についてやり取りしています。
○ そのやり取りを見て、実際にアプリへ入金すると…



先生：このアプリでこういう取引をすると儲かりますよ！

他の参加者：先生のおかげで本当に100万円儲かりました！

自分も早くやらなきゃ！アプリに入金しよう！



© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○ アプリからは出金できず、「先生」にも連絡は取れなくなります。
○ 近年、『著名人のインタビューや経済番組の画像を悪用した広告がSNS等で非常に多くなっています』。



アプリから出金できない…
先生にも連絡が取れない…







実は先生も参加者も全て詐欺師
広告はテレビ番組やタレントの
写真を勝手に悪用していた

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

SNSや広告を利用した投資詐欺の特徴

○ 投資詐欺に遭わないために、次の特徴に注意しましょう。

1. **著名人やタレント、経済番組の切り抜き**が広告になっている
 - 著名人や経済番組の画像を悪用した投資詐欺広告がSNS等で増加
 - 「著名人が出ている」だけでは安心できない

2. **SNSのグループ等**に登録させる
 - SNSのグループは閉鎖的で、詐欺に気づきにくい
 - 「先生の言う通りに投資をして儲かりました！」という参加者も詐欺師

3. **専用の投資アプリや投資ツール**で投資させる
 - 「投資のため」として専用アプリの利用、ツール購入を促す
 - 一見利益が出ていても、実際には出金できない
 - 「出金手数料」「税金」等と称してさらに金銭を要求されることも

「簡単に儲かる話はない」という大前提もしっかり覚えておきましょう。

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○ 金融トラブルに限らず、消費者トラブルで困った際は、
『独りで悩まずに相談』しましょう。

契約や商品について困ったときは ⇒ 消費者ホットライン （全国共通）	188（いやや）  消費者庁 消費者ホットライン188 イメージキャラクター イヤヤン
警察に相談したいときは ⇒ 警察相談専用電話 （全国共通）	＃9110
金融サービスについて困ったときは ⇒ 金融庁 金融サービス利用者相談室	0570－016811

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

外部知見の活用（FP相談等）

○ 家計管理・生活設計などのお金の疑問を自分事として捉えるには、家計簿をつけるなど、**『お金の流れを自身で「見える化」すること』**が役立ちます。

○ **『お金の専門家（ファイナンシャル・プランナー（FP）等）に相談すること』**もひとつの方法です。

お金に関する様々な疑問（例）	家計管理の方法、教育資金や住宅資金・老後資金の準備、資産運用の考え方、社会保険と民間保険、相続・贈与　など

●FP相談等では、収入・支出のバランスをとるための家計の見直し方法、**ライフプランを踏まえたお金の見える化（キャッシュフロー表の作成）**などを行ってもらうことができます。

●キャッシュフロー表はライフイベントの変化の際、もしくは**定期健康診断のように定期的に見直す**ことが重要です。

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

○ J-FLECのホームページでは、皆さんの生活に役立つ、お金に関する様々な情報を掲載しています。

URL：https://www.j-flec.go.jp/

J-FLEC 検索

Step1

今日の講義でお金に関する基本を学んだ！



講義のポイントを見直して、今日の学びを振り返ろう



興味のあるテーマをテキストや動画で詳しく学びたい

専門家の話をきいて、さらにお金の知識や理解を深めたい

お金を学べる教材・動画公開中！



無料イベント・セミナー開催中！

素朴な疑問はお金の1分相談所で解決！

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.

J-FLEC もっと知りたい方は

Step2



自分のお金について、
専門家に相談したい！

「J-FLECはじめてのマネープラン」無料体験

対面・オンライン相談

最大1時間、Web予約

電話相談 ※匿名可

最大30分、予約不要
0120-55-1209

Step3

さらに詳しく相談したい！

「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン

「はじマネクーポン」とは？

有料相談をはじめて利用する方を対象に相談料の一部をJ-FLECが補助。
「家計の見直し」や「ライフプラン表作成」「資産形成プランの検討」など様々なアドバイスを受けられます。

いくら割引になるの？

相談料の8割（1時間あたり上限8,000円、3時間合計で上限24,000円）を割引。

専門家が中立・公正な立場からアドバイスを行います

商品の勧誘は一切ありません

© 2026 J-FLEC All Rights Reserved.